

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージを受けた「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について

- 令和8年7月17日、「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定。
- 本政令は、昨年12月に決定された「メガソーラーに関する対策パッケージ」を受けて、環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模の見直しを行うもの。
- 環境影響評価法の対象となる太陽光発電事業の規模要件を以下のとおり見直す。
 - 第1種事業：4万kW以上 → 2万kW以上
 - 第2種事業：3万kW以上 → 1.5万kW以上
- 施行日は令和9年4月1日。環境影響評価法及び本政令において、必要な経過措置を規定。

